

令和6年 第8回農業委員会議事録

令和6年8月26日午前10時00分に第8回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊勢村 孝 之
13 番 石 川 富士太郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

4 番 (五十嵐 純一) 9 番 (大崎 清孝) 13 番 (石川富士太郎) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第15号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第27号	非農地証明願について
議第28号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第29号	尾花沢市農用地利用集積計画の一部取消しについて
議第30号	尾花沢市農用地利用集積計画について

令和 6 年 第 8 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 6 年第 8 回通常総会を 8 月 2 6 日（月）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。4 番五十嵐純一委員、9 番大崎清孝委員、1 3 番石川富士太郎委員より欠席する旨連絡がございました。只今の出席委員は 1 6 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。毎日暑い日が続いておりますけれども、もう少しすれば涼しくなってくるとは思いますが、農地パトロール、大変暑い中ご苦勞様でした。回ってみますと耕作放棄地がちょっと増えてきているような状況でありますので、みなさんのところで耕作放棄地が増えないように、地元の方々に農業を頑張ってくださいよう働きかけるようお願いしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございます。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和6年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、12番伊勢村孝之委員、14番笹原光政委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議 長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

渡辺係長。

（事務局 渡辺係長）

それでは、報第１５号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書１頁をご覧ください。案件は２件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、２件とも同人への売買になります。

以上で報告を終わります。

（議 長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第１０条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第１５号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第２６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局 挙手）

（議 長）

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。議案書2頁になります。No.1からNo.3まで3件とも所有権の移転です。

所有権移転の申請事由ですが、農業廃止によるものが1件、隣接する宅地・建物との一括購入によるものが1件、贈与によるものが1件です。

No.1からNo.3は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。これより議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第27号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査の報告・説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

田中局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、議第27号「非農地証明願について」でございます。本来は、今回調査にあたりました5班、五十嵐純一委員、大崎清孝委員、石川富士太郎委員から、報告・説明というところでございますけれども、3名とも新型コロナ感染のため欠席ということでございますので、19日の調査に同行しました私の方から、今回の主任であります4番五十嵐純一委員に代わりまして報告・説明を読み上げさせていただきます。

(以下、報告・説明文読み上げ)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第6班主任、伊勢村孝之委員の報告・説明を求めます。

(12番 伊勢村孝之委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 28 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 29 号「尾花沢市農用地利用集積計画の一部取消しについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 29 号「尾花沢市農用地利用集積計画の一部取消しについて」説明いたします。今年の第 2 回通常総会議第 6 号において審議され、尾花沢市告示第 38 号において公告された案件の 1 つです。

公告後、渡人が逝去しております。相続人である妻と受け人から取消し願いの提出がございました。

なお、今回可決された場合には、議第 30 号尾花沢市農用地利用集積計画における所有権移転の申請番号 5 において相続人と受け人で再申請されたものを審議いただき、そこでも可決された場合には公告後、速やかに登記手続きに入ります。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第30号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第30号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書29頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、所有権移転5件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が2.2haです。

続いて、対象人数は、所有権移転が出し手4名、受け手5名です。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

30頁からは、個別状況になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和6年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時29分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年8月26日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____